

変 更 後					変 更 前				
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略 2. 中心市街地の位置及び区域 略 3. 中心市街地の活性化の目標 略 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①略 (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業					1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略 2. 中心市街地の位置及び区域 略 3. 中心市街地の活性化の目標 略 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①略 (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(3)に移設					【事業名】 <u>1. 鹿島神宮周辺地区再開発事業</u> 【内容】 <u>鹿島神宮周辺の土地・建物の権利を整理し、新たな商業系土地利用を図るため、都市再生整備計画事業における区画道路 1, 2, 3 号線に対し、道路事業や高質空間形成施設事業などを行う基盤整備事業。</u> <u>・面積：約 1.7ha</u> 【実施時期】 H30 年度～R4 年度	鹿嶋市	<u>鹿島神宮周辺で商業系土地利用を図るための用地の土地権利の整理を行う事業である。</u> <u>加えて本事業の対象地は整備が計画されている共同駐車場から門前町に至る動線上にあることから、駐車場と門前町を繋ぐ動線の確保と新たな土地利用（商業施設の立地誘導）を行うことが期待される。</u> <u>本事業は、門前町への観光客の流れを創出することを目的とした基盤整備事業であり、この事業は、目標指標①「人が集う魅力的な商業エリアの再生」及び目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。</u>	【支援措置】 <u>○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（鹿島神宮周辺地区））〔国土交通省〕</u> 【実施時期】 H30 年度～R4 年度	新規
(3)に移設					【事業名】 <u>2. 共同駐車場整備事業</u> 【内容】 <u>鹿島神宮の多客期のみ営業する臨時駐車場を常設化。鹿島神宮をはじめ、周辺施設や商店街店舗利用者が利用できる共同駐車場として再整備する事業。駐車場内にトイレ建設を含む。</u> <u>・駐車台数：約 200 台</u>	鹿嶋市	本事業により整備される共同駐車場は、中心市街地の南端部から二之鳥居の間を結び、参拝客を門前町に誘導する歩行動線を形成する。 また、本駐車場の整備により、回転率の確保による駐車容量の増加、短時間駐車・買い物客の駐車料金無料化など、地域の商業活性化に寄与する運用が可能となる。 以上のことから、観光客の増加のみならず市内や周辺地域からの来街者数増加を促進することが期待できる共同駐車場の整備は、目標指標②	【支援措置】 <u>○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（鹿島神宮周辺地区））〔国土交通省〕</u> 【実施時期】 H30 年度～R4 年度	新規

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 1. 鹿島神宮周辺地区再開発事業</p> <p>【内容】 鹿島神宮周辺の土地・建物の権利を整理し、新たな商業系土地利用を図るため、都市再生整備計画事業における区画道路 1, 2, 3 号線に対し、道路事業や高質空間形成施設事業などを行う基盤整備事業。 ・面積：約 1.7ha</p> <p>【実施時期】 H30 年度～R4 年度</p>	鹿嶋市	<p>鹿島神宮周辺で商業系土地利用を図るための用地の土地権利の整理を行う事業である。</p> <p>加えて本事業の対象地は整備が計画されている共同駐車場から門前町に至る動線上にあることから、駐車場と門前町を繋ぐ動線の確保と新たな土地利用（商業施設の立地誘導）を行うことが期待される。</p> <p>本事業は、門前町への観光客の流れを創出することを目的とした基盤整備事業であり、この事業は、目標指標①「人が集う魅力的な商業エリアの再生」及び目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 ○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（鹿島神宮周辺地区））〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 H30 年度～R4 年度</p>	新規
<p>【事業名】 2. 共同駐車場整備事業</p> <p>【内容】 鹿島神宮の多客期のみ営業する臨時駐車場を常設化。鹿島神宮をはじめ、周辺施設や商店街店舗利用者が利用できる共同駐車場として再整備する事業。駐車場内にトイレ建設を含む。 ・駐車台数：約 200 台</p> <p>【実施時期】 H30 年度～R4 年度</p>	鹿嶋市	<p>本事業により整備される共同駐車場は、中心市街地の南端部から二之島居の間を結び、参拝客を門前町に誘導する歩行動線を形成する。</p> <p>また、本駐車場の整備により、回転率の確保による駐車容量の増加、短時間駐車・買い物客の駐車料金無料化など、地域の商業活性化に寄与する運用が可能となる。</p> <p>以上のことから、観光客の増加のみならず市内や周辺地域からの来街者数増加を促進することが期待できる共同駐車場の整備は、目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 ○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（鹿島神宮周辺地区））〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 H30 年度～R4 年度</p>	新規
<p>【事業名】 3. 鹿島神宮駅前広場リニューアル事業</p> <p>【内容】 市の玄関口となる鹿島神宮駅前広場の改修を行い、バリアフリー化や景観の向上を図る事業。</p> <p>【実施時期】 H30 年度～R4 年度</p>	鹿嶋市	<p>駅前広場は広域からの来街者を迎えるまちの顔ともいべき空間であり、まちの資源を活かした魅力的で使いやすい空間であることが望ましいが、現状では車いすで利用しにくい舗装、滞留スペースの不足、施設の老朽化が進んでいる。</p> <p>本事業では、駅前広場本来の機能を実現するため、段差が多く存在する歩行者動線のバリアフリー化や植栽の見直し、送迎車両やバスなどの円滑な処理ができるロータリーの再整備などの改修事業を行うものであ</p>	<p>【支援措置】 ○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（鹿島神宮周辺地区））〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 H30 年度～R4 年度</p>	新規

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【実施時期】 H30 年度～R4 年度</p> <p>(2) ②からの移設</p>				
<p>(2) ②からの移設</p>				
<p>(2) ②からの移設</p>				

		り、目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。		
<p>【事業名】 4. 門前町地内道路改良事業</p> <p>【内容】 第三駐車場計画地から鹿島神宮に至る市道等の景観に配慮した舗装を行う事業。</p> <p>【実施時期】 H30年度～R4年度</p>	鹿嶋市	<p>本事業は、第三駐車場計画地から鹿島神宮に至る市道を特色ある歩き易い歩行空間とすることにより中心市街地の回遊性を高めることを目的として行うものであり、目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 ○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（鹿島神宮周辺地区））〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 H30年度～R4年度</p>	新規
<p>【事業名】 5. ポケットパーク整備事業</p> <p>【内容】 パークアンドウォークの起点として活用されることを目的とした休息しやすい環境を備えた広場を整備する。</p> <p>【実施時期】 H30年度～R4年度</p>	鹿嶋市	<p>本事業により整備されるポケットパークは駐車場に休息機能を持った広場を併設すると共に、インバウンドの受け入れ態勢を整えること、参拝客のパークアンドウォークを誘導することを目的としたものであり、中心市街地の歩行回遊性向上や滞在時間の伸長が期待されることから、目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 ○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（鹿島神宮周辺地区））〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 H30年度～R4年度</p>	新規
<p>【事業名】 6. 観光サイン整備事業</p> <p>【内容】 市民や来街者、エリア内を回遊する歩行者向けの地図標識、誘導サインを整備する事業。海外からの観光客の増加に備えて多言語表示に配慮する。</p> <p>【実施時期】 H30年度～R4年度</p>	鹿嶋市	<p>本事業は、神宮参拝のみで帰ってしまいがちな参拝者に対して、周辺の歴史的・文化的資源や散策ルートのご案内を提供することにより、中心市街地の回遊性を高め、滞在時間の伸長を図ることを目的とした観光サインを整備するものであり、目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 ○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（鹿島神宮周辺地区））〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 H30年度～R4年度</p>	新規

			(2) ②からの移設	
			(2) ②からの移設	
			(2) ②からの移設	

- (4) 略
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項
略
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項
- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略
- (2) ①略
- (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

- (4) 略
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項
略
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項
- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略
- (2) ①略
- (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
--------------	------	----------------------------	---------------	--------

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
--------------	------	----------------------------	---------------	--------

(3)に移設				
--------	--	--	--	--

<p>【事業名】 12. 鹿島神宮周辺地区・地区計画景観整備事業</p> <p>【内容】 鹿島神宮周辺地区地区計画の整備区域内において、修景基準に沿った建築物等の外観工事費の一部を助成することにより景観の形成を図る事業。</p> <p>【実施時期】 H11年度～</p>	鹿嶋市	<p>中心市街地の門前町は、鹿島神宮と一体的な街並みが残る、今後ともその景観を維持・育成していくことが必要となっている。</p> <p>鹿島神宮周辺地区では、地区内の歴史的資源を活用し、歴史と伝統とにぎわいのあるまちづくりを進めるため、平成11年1月に、鹿島神宮周辺地区地区計画（約30.0ha）を決定し、整備区域約7.9haにおいて、地区計画に定められた景観整備事業に沿った建築物の新築や改築、または塀・さくなどの工作物を築造する場合には、一定額の範囲内で鹿嶋市が補助を行っている。</p> <p>この事業は、目標指標①「人が集う魅力的な商業エリアの再生」及び目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 ○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（鹿島神宮周辺地区））〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 H30年度～R4年度</p>
--	-----	--	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 12. 鹿島神宮周辺地区・地区計画景観整備事業</p> <p>【内容】 鹿島神宮周辺地区地区計画の整備区域内において、修景基準に沿った建築物等の外観工事費の一部を助成することにより景観の形成を図る事業。</p> <p>【実施時期】 H11年度～</p>	鹿嶋市	<p>中心市街地の門前町は、鹿島神宮と一体的な街並みが残る、今後ともその景観を維持・育成していくことが必要となっている。</p> <p>鹿島神宮周辺地区では、地区内の歴史的資源を活用し、歴史と伝統とにぎわいのあるまちづくりを進めるため、平成11年1月に、鹿島神宮周辺地区地区計画（約30.0ha）を決定し、整備区域約7.9haにおいて、地区計画に定められた景観整備事業に沿った建築物の新築や改築、または塀・さくなどの工作物を築造する場合には、一定額の範囲内で鹿嶋市が補助を行っている。</p> <p>この事業は、目標指標①「人が集う魅力的な商業エリアの再生」及び目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 ○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（鹿島神宮周辺地区））〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 H30年度～R4年度</p>	

(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(2) ②からの移設				

(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(3)に移設				
【事業名】 17. 提案制度によるにぎわいづくり（共創のまちづくり）事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 18. チャレンジショップ支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 19. 城山桜祭り支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 20. 共同店舗整備推進事業 【内容】 まちなかの商機能の活性化・維持を図り、中心市街地の活性化に資する調査を行う事業 【実施時期】 R1年度	民間事業者	本事業は、鹿島神宮門前町のコンパクトでにぎわいのあふれるまちづくりにつながる商業施設のあり方を検討するための調査・検討に要する経費に補助を行うことを目的としたものであり、目標指標①「人が集う魅力的な商業エリアの再生」の達成に必要な事業である。	【支援措置】 ○地域まちなか活性化・魅力創出支援事業補助金（中心市街地活性化支援事業）のうち調査事業【経済産業省】 【実施時期】 R1年度	新規

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 16. 空き店舗リノベーション事業（空き店舗への新規出店） 【内容】 商店街組織が単独またはまちづくり会社等の印鑑企業や特定非営利活動法人等と連携して行う公益性の高い取組を支援する事業 【実施時期】 R2年度～R6年度	まちづくり会社、商店街組織、民間企業、特定非営利活動法人等	中心市街地には後継者不足等により廃業した店舗併用住宅や店舗が多い。 本事業は、現状のままでは店舗部分のみを賃貸することが難しい店舗併用住宅に対する店舗・住宅間の隔壁の設置支援や空き店舗の改修、現在営業中の店舗の業態変更に伴うリノベーションを行うことにより、空き店舗等の活用を促進させることを目的としたものであり、中心市街地を周辺住民や観光客にとって魅力的な商業地としていくものであり、目標指標①「人が集う魅力的な商業エリアの再生」の達成に必要な事業である。 ※店舗には、事業所や事務所を含む。	【支援措置】 ○地域まちなか活性化・魅力創出支援事業補助金（中心市街地活性化支援事業）のうち先導的・実証的事業【経済産業省】 【実施時期】 R2年度～R6年度	新規
【事業名】 17. 提案制度によるにぎわいづくり（共創のまちづくり）事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 18. チャレンジショップ支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 19. 城山桜祭り支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 20. 共同店舗整備推進事業 【内容】 まちなかの商機能の活性化・維持を図り、中心市街地の活性化に資する調査を行う事業 【実施時期】 R1年度～R6年度	民間事業者	本事業は、鹿島神宮門前町のコンパクトでにぎわいのあふれるまちづくりにつながる商業施設のあり方を検討するための調査・検討に要する経費に補助を行うことを目的としたものであり、目標指標①「人が集う魅力的な商業エリアの再生」の達成に必要な事業である。	【支援措置】 ○地域まちなか活性化・魅力創出支援事業補助金（中心市街地活性化支援事業）のうち調査事業【経済産業省】 【実施時期】 R1年度～R6年度	新規

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

<p>【事業名】 16. 空き店舗リノベーション事業（空き店舗への新規出店）</p> <p>【内容】 商店街組織が単独またはまちづくり会社等の印鑑企業や特定非営利活動法人等と連携して行う公益性の高い取組を支援する事業</p> <p>【実施時期】 R2年度～R6年度</p>	<p>まちづくり会社、商店街組織、民間企業、特定非営利活動法人等</p>	<p>中心市街地には後継者不足等により廃業した店舗併用住宅や店舗が多い。</p> <p>本事業は、現状のままでは店舗部分のみを賃貸することが難しい店舗併用住宅に対する店舗・住宅間の隔壁の設置支援や空き店舗の改修、現在営業中の店舗の業態変更に伴うリノベーションを行うことにより、空き店舗等の活用を促進させることを目的としたものであり、中心市街地を周辺住民や観光客にとって魅力的な商業地としていくものであり、目標指標①「人が集う魅力的な商業エリアの再生」の達成に必要な事業である。</p> <p>※店舗には、事業所や事務所を含む。</p>	<p>【支援措置】 ○商店街活性化・観光消費創出事業〔経済産業省〕</p> <p>【実施時期】 R2年度～R6年度</p>	<p>新規</p>
<p>【事業名】 21. まちなか空き店舗マッチング事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 22. にぎわい広場利用促進事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 23. かみの市支援事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 24. まちなか起業支援事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)

(4) 略
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 略
(2) ①略
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
--------------	------	----------------------------	---------------	--------

<p>(2) ①からの移設</p>				
<p>【事業名】 21. まちなか空き店舗マッチング事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 22. にぎわい広場利用促進事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 23. かみの市支援事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 24. まちなか起業支援事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)

(4) 略
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 略
(2) ①略
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
--------------	------	----------------------------	---------------	--------

(3)に移設				
--------	--	--	--	--

<p>【事業名】 36. 高速バス鹿島神宮停留所整備事業</p> <p>【内容】 高速バス鹿島神宮停留所にバスベイ、バスシェルター等を整備し、交通結節点機能の向上を図る。</p> <p>【実施時期】 H30年度～R4年度</p>	鹿嶋市	<p>東京駅と鹿島エリアを結ぶ高速バス鹿島線は、東京方面からの鹿島神宮参拝に最も便利な公共交通機関となっている。</p> <p>本事業は、高速バス鹿島線の鹿島神宮停留所にバスベイの設置等により、バス乗降時の交通の円滑化等、交通結節点機能の向上を図ることを目的としたものであり、目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 ○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（鹿島神宮周辺地区））〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 H30年度～R4年度</p>	新規
---	-----	---	--	----

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 36. 高速バス鹿島神宮停留所整備事業</p> <p>【内容】 高速バス鹿島神宮停留所にバスベイ、バスシェルター等を整備し、交通結節点機能の向上を図る。</p> <p>【実施時期】 H30年度～R4年度</p>	鹿嶋市	<p>東京駅と鹿島エリアを結ぶ高速バス鹿島線は、東京方面からの鹿島神宮参拝に最も便利な公共交通機関となっている。</p> <p>本事業は、高速バス鹿島線の鹿島神宮停留所にバスベイの設置等により、バス乗降時の交通の円滑化等、交通結節点機能の向上を図ることを目的としたものであり、目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 ○社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（鹿島神宮周辺地区））〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 H30年度～R4年度</p>	新規
<p>【事業名】 37. 道路空間等活用にぎわいづくり事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 38. 公共交通利用促進事業 (まちなか交通誘導事業) (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)

(4) 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1] 略
- [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
- (1) 略
- (2) 構成員及び開催状況

表. 鹿嶋市中心市街地活性化協議会会員名簿 (令和2年5月29日時点)

事業所名・団体名	役職	根拠法令	備考
(株)常陽銀行鹿島支店	支店長	第15条第8項	
鹿嶋市商工会	会長	第15条第1項	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(2) ②からの移設				
<p>【事業名】 37. 道路空間等活用にぎわいづくり事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【事業名】 38. 公共交通利用促進事業 (まちなか交通誘導事業) (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)

(4) 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1] 略
- [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
- (1) 略
- (2) 構成員及び開催状況

表. 鹿嶋市中心市街地活性化協議会会員名簿

事業所名・団体名	役職	根拠法令	備考
(株)常陽銀行鹿島支店	執行役員	第15条第8項	審議部会
鹿嶋市商工会	会長	第15条第1項	審議部会
(株)古保里	代表取締役	第15条第4項	審議部会
(有)アリメント将監	代表	第15条第4項	審議部会

(独)中小企業基盤整備機構高度化事業部		第15条第7項	オブザーバー
茨城県産業戦略部中小企業課	課長	第15条第7項	オブザーバー

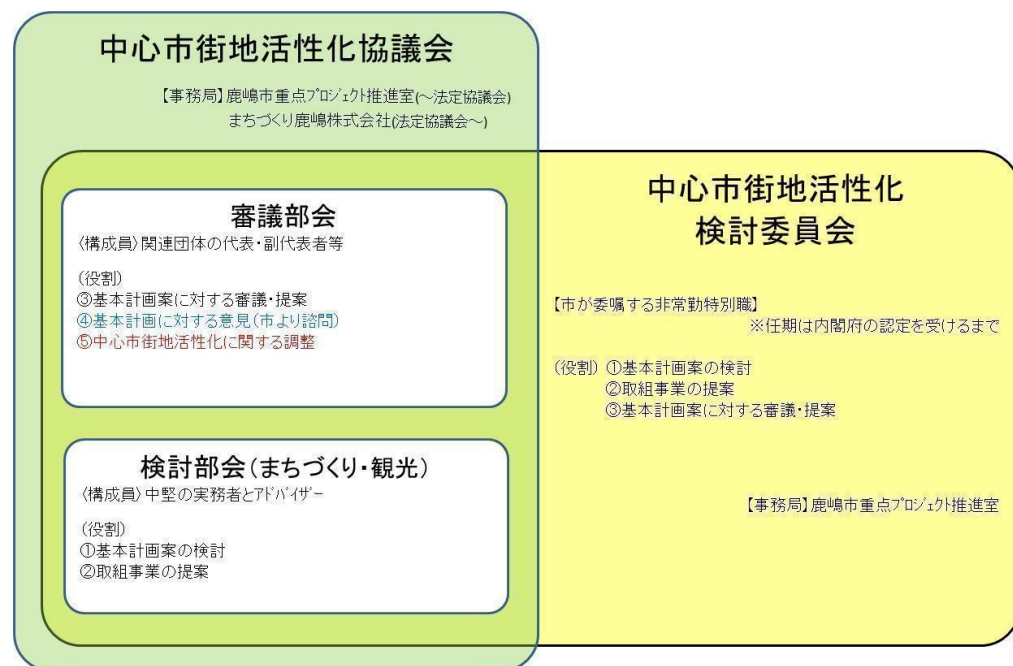


図. 協議会の組織構成

表. 部会の構成 (令和元年12月26日解散)

部会名	協議事項	構成員数
審議部会	中心市街地の活性化について	24名
まちづくり部会	中心市街地活性化区域のまちづくり	10名
観光部会	中心市街地活性化区域の観光振興	10名
全体 (アドバイザー・オブザーバー)	専門的見地からの助言	4名

表. 鹿嶋市中心市街地活性化協議会開催状況

年月日	内容
平成29年7月27日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 (全体会) ・役員選出 ・協議会設立について ・基本計画について ・講演会
平成29年9月26日	第1回 鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第1回まちづくり部会・第1回観光部会 ・計画区域について ・中心市街地活性化の方向性について

法政大学	講師	第15条第8項	アドバイザー
(独)中小企業基盤整備機構関東本部地域振興部	部長	第15条第7項	オブザーバー
(独)中小企業基盤整備機構関東本部地域振興部	中心市街地サポートマネージャー	第15条第7項	オブザーバー
茨城県産業戦略部中小企業課	課長	第15条第7項	オブザーバー

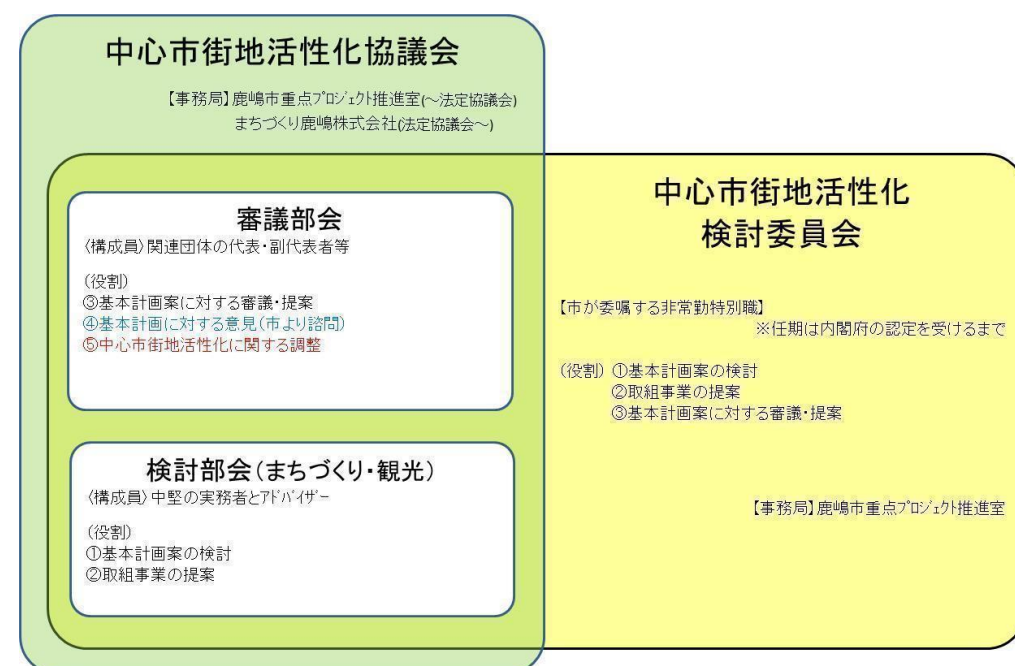


図. 協議会の組織構成

表. 部会の構成

部会名	協議事項	構成員数
審議部会	中心市街地の活性化について	24名
まちづくり部会	中心市街地活性化区域のまちづくり	10名
観光部会	中心市街地活性化区域の観光振興	10名
全体 (アドバイザー・オブザーバー)	専門的見地からの助言	4名

表. 鹿嶋市中心市街地活性化協議会開催状況

年月日	内容
平成29年7月27日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 (全体会) ・役員選出 ・協議会設立について ・基本計画について ・講演会
平成29年9月26日	第1回 鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第1回まちづくり部会・第1回観光部会 ・計画区域について ・中心市街地活性化の方向性について

		・活性化のための施策について
平成 29 年 10 月 16 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 1 回審議部会	・計画区域について ・中心市街地活性化の方向性について ・活性化のための施策について
平成 29 年 11 月 28 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 2 回まちづくり部会・第 2 回観光部会	・宮中賑わい創出事業のコンセプトについて ・まちづくり法人の設立計画書（草案）について ・基本計画における導入施策（案）について
平成 29 年 12 月 26 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 2 回審議部会	・宮中賑わい創出事業のコンセプトについて ・まちづくり法人の設立計画書（草案）について ・基本計画における導入施策（案）について
平成 30 年 1 月 30 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 3 回まちづくり部会・第 3 回観光部会	・基本計画における導入施策の方向性について
平成 30 年 2 月 15 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 3 回審議部会	・基本計画における導入施策の方向性について
平成 30 年 5 月 15 日	第 2 回 鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会（全体会）	・鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会の部会編成について ・鹿嶋市中心市街地活性化法定協議会への移行について ・鹿嶋市中心市街地活性化基本計画素案について
平成 30 年 11 月 8 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 4 回まちづくり部会・第 4 回観光部会（合同部会）	・鹿嶋市中心市街地活性化基本計画について ・内閣府協議結果
平成 30 年 11 月 15 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 4 回審議部会	・鹿嶋市中心市街地活性化基本計画について ・内閣府協議結果
平成 31 年 2 月 26 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 5 回まちづくり部会・第 5 回観光部会（合同部会）	・宮中賑わい創出事業について ・交流館・歴史資料館複合施設の必要性について ・中心市街地活性化基本計画について
平成 31 年 2 月 28 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 5 回審議部会	・宮中賑わい創出事業について ・交流館・歴史資料館複合施設の必要性について ・中心市街地活性化基本計画について
令和元年 5 月 9 日	第 3 回 鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会（全体会）	・鹿嶋市中心市街地活性化基本計画について
令和元年 7 月 17 日	第 4 回 鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会（全体会）	・パブリックコメントの意見について ・市への意見書（案）について
<u>令和 2 年 5 月 29 日</u>	<u>第 1 回 鹿嶋市中心市街地活性化協議会</u>	<u>・鹿嶋市中心市街地活性化協議会規約の改正について</u> <u>・鹿嶋市中心市街地活性化基本計画の変更について</u>

- (3) 略
(4) 略
(5) 協議会規約

(名称)

第 1 条 本会は、鹿嶋市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、鹿嶋市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体

		・活性化のための施策について
平成 29 年 10 月 16 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 1 回審議部会	・計画区域について ・中心市街地活性化の方向性について ・活性化のための施策について
平成 29 年 11 月 28 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 2 回まちづくり部会・第 2 回観光部会	・宮中賑わい創出事業のコンセプトについて ・まちづくり法人の設立計画書（草案）について ・基本計画における導入施策（案）について
平成 29 年 12 月 26 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 2 回審議部会	・宮中賑わい創出事業のコンセプトについて ・まちづくり法人の設立計画書（草案）について ・基本計画における導入施策（案）について
平成 30 年 1 月 30 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 3 回まちづくり部会・第 3 回観光部会	・基本計画における導入施策の方向性について
平成 30 年 2 月 15 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 3 回審議部会	・基本計画における導入施策の方向性について
平成 30 年 5 月 15 日	第 2 回 鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会（全体会）	・鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会の部会編成について ・鹿嶋市中心市街地活性化法定協議会への移行について ・鹿嶋市中心市街地活性化基本計画素案について
平成 30 年 11 月 8 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 4 回まちづくり部会・第 4 回観光部会（合同部会）	・鹿嶋市中心市街地活性化基本計画について ・内閣府協議結果
平成 30 年 11 月 15 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 4 回審議部会	・鹿嶋市中心市街地活性化基本計画について ・内閣府協議結果
平成 31 年 2 月 26 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 5 回まちづくり部会・第 5 回観光部会（合同部会）	・宮中賑わい創出事業について ・交流館・歴史資料館複合施設の必要性について ・中心市街地活性化基本計画について
平成 31 年 2 月 28 日	鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会 第 5 回審議部会	・宮中賑わい創出事業について ・交流館・歴史資料館複合施設の必要性について ・中心市街地活性化基本計画について
令和元年 5 月 9 日	第 3 回 鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会（全体会）	・鹿嶋市中心市街地活性化基本計画について
令和元年 7 月 17 日	第 4 回 鹿嶋市中心市街地活性化検討委員会（全体会）	・パブリックコメントの意見について ・市への意見書（案）について
<u>新規追加</u>		

- (3) 略
(4) 略
(5) 協議会規約

(名称)

第 1 条 本会は、鹿嶋市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、鹿嶋市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的

的に推進するため、鹿嶋市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画の必要な事項を協議するとともに、中心市街地の活性化のために民間事業者が作成する計画の実施に関し、情報を共有し、鹿嶋市中心市街地の活性化の推進と発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関する事項
 - ア 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
 - イ 中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換
 - ウ 削除
 - エ 削除
 - オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修
 - カ 協議会の会員、市民及び市内観光者等への情報発信
 - キ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施
- (2) 鹿嶋市が策定する中心市街地活性化基本計画に関する意見具申、協議及び提案
- (3) その他、中心市街地の活性化に関すること

(協議会会員の構成)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 中心市街地活性化法第15条第1項及び第2項に該当する者
 - (2) 中心市街地活性化法第15条第4項各号に規定する者
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第2号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

(退会)

第4条の2 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

(除名)

第4条の3 会員が協議会の名誉を棄損し、又は協議会の目的に反する行為をしたときは、総会において4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(オブザーバー)

第5条 協議会の活動に関わる法令等の指導・助言を得るために、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長1名
- 2 会長及び副会長は、会員の互選により選任する。
- 3 削除
- 4 役員は、任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 削除
- 6 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

に推進するため、鹿嶋市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及び民間事業者が作成する計画の実施に関し、必要な事項を協議し、鹿嶋市中心市街地の活性化の推進と発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関する事項
 - ア 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
 - イ 中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換
 - ウ 中心市街地の活性化に係る各種事業及び団体との連携調整
 - エ 中心市街地の活性化に寄与する調査研究
 - オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
 - カ 協議会の会員、市民及び市内観光者等への情報発信
 - キ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施
- (2) 鹿嶋市が策定する中心市街地活性化基本計画に関する意見具申、協議及び提案
- (3) その他、中心市街地の活性化に関すること

(協議会会員の構成)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 中心市街地活性化法第15条第1項及び第2項に該当する者
 - (2) 中心市街地活性化法第15条第4項各号に規定する者
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第2号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

(退会)

新規追加

(除名)

新規追加

(オブザーバー)

第5条 協議会の活動に関わる法令等の指導・助言を得るために、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長1名
- 2 会長は、会員の互選により選任する。
- 3 副会長は協議会の承認を得て、会員の中から選任する。
- 4 役員は、任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 役員は非常勤とする。
- 6 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(総会)

第7条 総会は、年1回以上開催し、活動報告、活動計画、規約の改正、役員を選出その他協議会が必要と認める事項を審議する。

- (1) 会議は、会員をもって構成する。
- (2) 会議は、会員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- (3) 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- (4) 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 協議会の活動を円滑に推進するため、協議会に運営委員会を置くことができる。運営委員会の組織、運営、その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(部会)

第8条 削除

(部会の所掌事務)

第9条 削除

(事務局)

第8条 協議会の事務及び会計を処理するために、まちづくり鹿嶋株式会社に事務局を置く。

(解散)

第9条 会議の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(規約の廃止)

第10条 本規約は、第9条の解散をもって廃止する。

附 則

- 1 本規約は、平成29年7月27日から施行する。
- 2 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。
- 3 部会が解散する際に、観光部会及びまちづくり部会の構成員となる会員は、中心市街地活性化基本計画に関する意見具申、協議及び提案等の役割が終了し、退会するものとする。
- 4 本協議会は、中心市街地活性化法第15条第1項の組織設立要件が整った時点（まちづくり会社等が設立され、本協議会の会員となった時）で本規約の一部を改正し、同法に規定する協議会に移行するものとする。
- 5 前項の規定により、本協議会は平成30年5月15日を以って法定協議会に移行する。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会は、会員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

4 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 中心市街地活性化基本計画の検討を行うため、協議会に次の部会を設置する。

(1) 審議部会

(2) 観光部会

(3) まちづくり部会

2 前項の部会の構成員は、協議会の同意を得て会長が指名する。

3 第1項の各部会にそれぞれに次の役員を置く。なお、審議部会の役員は会長及び副会長が兼ねるものとする。

(1) 部会長1名

(2) 副部会長1名

4 観光部会及びまちづくり部会の役員は、部会の構成員の互選により選任する。

5 部会は、部会長が招集し、議長となる。

6 部会長が必要と認めるときは、オブザーバーも出席できる。

7 鹿嶋市が策定する中心市街地活性化基本計画が内閣府の認定を受けた際に、部会は解散する。

(部会の所掌事務)

第9条 部会の所掌事務は次のとおりとする。

・ 審議部会 観光部会及びまちづくり部会で検討した事項の審議及び総合調整

・ 観光部会 中心市街地活性化基本計画に関連する観光事業に関する意見具申、協議及び提案

・ まちづくり部会 中心市街地活性化基本計画に関連するまちづくり事業に関する意見具申、協議及び提案

2 会員は、所属する部会の所掌事務以外の事項についても意見を述べることができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するために、まちづくり鹿嶋株式会社に事務局を置く。

(解散)

第11条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長がこれを決算する。

(規約の廃止)

第12条 本規約は、第11条の解散をもって廃止する。

附 則

- 1 本規約は、平成29年7月27日から施行する。
- 2 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。
- 3 部会が解散する際に、観光部会及びまちづくり部会の構成員となる会員は、中心市街地活性化基本計画に関する意見具申、協議及び提案等の役割が終了し、退会するものとする。
- 4 本協議会は、中心市街地活性化法第15条第1項の組織設立要件が整った時点（まちづくり会社等が設立され、本協議会の会員となった時）で本規約の一部を改正し、同法に規定する協議会に移行するものとする。
- 5 前項の規定により、本協議会は平成30年5月15日を以って法定協議会に移行する。

6 本規約の改正は、平成30年5月15日から施行する。
附 則
本規約の改正は、令和2年6月1日から施行する。

[3] 略

- 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
略
- 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項
略
- 12. 認定基準に適合していることの説明
略

6 第10条の改正規定は、平成30年5月15日から施行する。
附 則
新規追加

[3] 略

- 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
略
- 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項
略
- 12. 認定基準に適合していることの説明
略